平成２９年（フ）第１５７号
福井県坂井市三国町宿１丁目８番22号
破産者　板坂　英之
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１５８号
福井県坂井市三国町緑ケ丘４丁目３番15号
破産者　大西アメリア
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３９４号
名古屋市東区代官町32番20号　シティコーポ代官603号
破産者　川口建築設計こと　川口　博三
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７４７号
愛知県知多郡美浜町大字河和字北屋敷40番地６
破産者　栄寿司こと　齋藤　豊子
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１３７号
名古屋市北区辻町１丁目８番地（県営辻町住宅２街区５棟204号）、従前の住所愛知県北名古屋市鹿田清井古77番地（３―203）
破産者　加藤　静夫
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２１１号
名古屋市中川区小塚町79番地　リファインドテイスト小塚102号、従前の住所名古屋市中川区伏屋４丁目1501番地　中伏屋荘Ｔ－２棟306号
破産者　上田　幹也
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６４４号
神戸市灘区友田町１丁目２番３号、従前の住所兵庫県西宮市浜脇町６番15号
破産者　鉄板ｄｉｎｉｎｇ金盞花こと　正井　伸一
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１号
兵庫県美方郡香美町村岡区福岡569番地の１
破産者　岩佐　信彦
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第６６号
広島市西区南観音町19番22―302号
破産者　砂田　敏美
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１６号
沖縄県うるま市与那城屋慶名1212番地９　安ゲ名アパート203
破産者　島袋　弘美（旧姓並里・桑江）
1　決定年月日　平成29年11月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２８５号
茨城県常陸太田市田渡町683番地
破産者　佐久間　忠
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１０９号
金沢市平和町２丁目３番８号　県営住宅８棟202号
破産者　前田　淳子
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５４号
石川県野々市市押野４丁目38番地１　べぁーズマンション402号、従前の住所石川県野々市市稲荷３丁目14番地１（従前々の住所）石川県白山市長屋町イ115番地１
破産者　柴田　　徹
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８５号
石川県かほく市箕打ロ47番地
破産者　久保　幸子
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８６号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1913番地５
破産者　髙貝真由美
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２２５号
岐阜市大洞西８番11―105号（市営住宅大洞団地）、前住所岐阜市加野６丁目３番16号
破産者　ヘアーディザイアこと　清水　清仁
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２２８号
岐阜県各務原市那加不動丘２丁目２番地１（パナハイツ不動丘Ｂ101）
破産者　ファーストコーポレーションこと　渡邊　辰男
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６６０号
静岡県榛原郡吉田町住吉117番地の２
破産者　久保田留衣
1　決定年月日　平成29年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部